

第7期流山市高齢者支援計画（案）に係る パブリックコメント手続実施要領

1 件名

第7期流山市高齢者支援計画（案）についての意見等の募集

2 目的

この要領は、第7期流山市高齢者支援計画を策定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

「第7期高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

平成27年3月に策定した現計画（第6期計画）が平成29年度で終了することから、次期計画として、計画期間を平成30年度から平成32年度までの3か年とする「流山市高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」（第7期計画）を策定します。

4 計画の概要

「第1編：総論」では、流山市の高齢者を取り巻く現状と課題等を分析するとともに、第7期計画の考え方を整理して記載しています。

「第2編：各論」では、前編で整理した考え方にに基づき、第7期計画における具体的な取り組み内容を位置付けるとともに、介護保険事業のサービス量の見込みと保険料の設定を示しています。

5 計画（案）

資料「流山市高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）案」のとおり

6 計画（案）の公表方法

(1) 閲覧場所

- ア 社会福祉課（市役所第2庁舎1階）
- イ 情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）
- ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、各高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、市民活動推進センター（生涯学習センターC館3階）、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部

(2) 流山市ホームページ

7 意見が提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

8 意見等の募集期間

平成29年11月22日（水）～平成29年12月21日（木）必着

9 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式（任意様式も可）に住所、氏名を明記し、下記の提出先に、郵便・ファクシミリ・電子メール・書面を持参のいずれかの方法で提出して下さい。

10 その他

(1) 意見等の募集期間終了後、全ての意見等を整理したうえで計画策定の参考にさせていただきます。意見等に対する市の考え方については、社会福祉課（市役所第2庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）及び流山市ホームページで公表します。なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。

(2) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメント手続の意見等としては取り扱いしません。

11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市健康福祉部社会福祉課健康福祉政策室（市役所第2庁舎1階）

TEL：04-7150-6079

FAX：04-7158-2727

電子メール：hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp